

金沢市パートナーシップ宣誓制度
の基本方針（案）

令和3年4月

金 沢 市

目次

はじめに	1
1. 本市のパートナーシップ制度の導入における基本的な考え方	2
2. 本制度におけるパートナーシップ関係の定義	2
3. 目的	2
4. 制度の名称	2
5. 根拠規定	2
6. 証明事項	2
7. 対象者	3
(1) 年齢要件	3
(2) 住所要件	3
(3) 婚姻等要件	3
(4) 近親者要件	3
(5) 戸籍上の性別	3
8. 申請手続	4
(1) 申請窓口	4
(2) 申請方法	4
(3) 提出書類	4
(4) 通称名の使用	5
(5) 交付書類	5
(6) 事務手数料	5
(7) 宣誓書受領証等の紛失時の手続き	5
(8) 宣誓事項変更時の手続き	5
9. 宣誓書受領証等の効力	6
(1) 宣誓の有効期間及び宣誓書等の保存期間	6
(2) パートナーシップ解消時等の取扱い	6
(3) 宣誓無効の取扱い	6
10. 本制度利用者が利用可能な行政サービスについて	6
11. 民間サービスとの連携について	7
12. 自治体間での連携について	7
13. 各様式等	8

はじめに

金沢市では平成 25（2013）年に「金沢市人権教育・啓発行動計画」を策定し、性的指向による人権問題を含めた様々な人権課題に対し、「すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現」を目標に、計画の推進に取り組んでいます。

令和 2 年 7 月には内閣府の SDG s 未来都市に選定され、その行動計画である「金沢ミライシナリオ」において、「LGBTフレンドリーなまち」の実現に取り組むこととし、今般、その具現化に向けて同性パートナーシップ制度を導入することとしました。

この制度は、法的な効力を生じさせるものではありませんが、性的マイノリティの方をはじめとした、様々な事情によって婚姻の届出をせず、あるいはできず、悩みや生きづらさを抱えている市民の方々の気持ちを尊重し、人生のパートナーと協力しながら自分らしく、いきいきと生活されることを金沢市が応援するものです。

この基本方針（案）は、同性パートナーシップ制度の本市への導入に向けて、市の関係組織で構成する金沢市パートナーシップ制度導入検討会において研究及び検討を進め、各分野の専門家や当事者等の意見を反映しながらまとめたものです。

この制度の導入により、市民や事業者の皆様に、性的マイノリティの方々に対する理解が広がり、多様性を認め合い、自分らしく生きることができると期待される社会の実現を目指していきます。

1. 本市のパートナーシップ制度の導入における基本的な考え方

- ◇ 日本国憲法や世界人権宣言が掲げるすべての人が生まれながらにして持つ基本的人権を尊重し、SDGsの目標である「ジェンダー平等を実現しよう」・「人や国の不平等をなくそう」の実現を目指す取り組みとして位置づける。
- ◇ 法的に婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできない全てのカップルが、お互いを人生のパートナーとして誓ったことを公認することにより、夫婦であれば当然に享受できた行政サービスを、市の裁量の範囲において提供することを制度の基本とする。
- ◇ 婚姻及びこれに関わる基本的な権利と義務は、住む場所や家庭の事情などに関係なく、全ての国民に等しく与えられ、又は課されるべきであることから、本市の制度は国による法対応がなされるまでの当面の措置として整備するとともに、より多くの自治体で類似の制度が実施され、一組でも多くのカップルが利用できるよう、自治体間での汎用性が高い制度を目指す。

2. 本制度におけるパートナーシップ関係の定義

「互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合うことを約した二人の関係」とする。

3. 目的

パートナーシップ関係にあることを宣誓した二人が、いきいきと自分らしく暮らすことができる環境を整備するとともに、この制度を通じて市民や事業者の間で、性の多様性に関する理解が一層深まることを目的とする。

4. 制度の名称

「金沢市パートナーシップ宣誓制度」とする。

5. 根拠規定

手続きを定めた要綱を新たに制定する。

6. 証明事項

「パートナーシップ宣誓書受領証」により、宣誓書を受領したことを証する。

7. 対象者

性別に関わらず互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合うことを約した二人を対象とする。

個別要件については、以下のとおりとする。

(1) 年齢要件

パートナー双方が成年（満 20 歳以上、令和 4 年 4 月 1 日以降は満 18 歳以上）であること。

(2) 住所要件

パートナーのいずれかが市内に住所を有する、又は転入予定であること。

(3) 婚姻等要件

日本国内においてパートナー双方に配偶者がなく、かつ、日本以外の国においても当該パートナー以外の配偶者がいないこと。また、パートナー双方が国内の自治体及び民間団体等が実施する類似のパートナーシップ制度を現に利用しておらず、かつ、日本以外の国においても当該パートナー以外にパートナーシップ関係にある者がいないこと。

(4) 近親者要件

パートナー同士が近親者でないこと。ただし、双方の関係が養親子の場合を除く。

（民法第 734 条の直系血族又は三親等内の傍系血族、第 735 条の直系姻族の関係でないこと）

(5) 戸籍上の性別

パートナー双方の性は問わない。

（同性カップルのほか、トランスジェンダーの異性カップル、事実婚関係にある異性カップルも対象とする）

8. 申請手続

(1) 申請窓口

ダイバーシティ人権政策課

(2) 申請方法

事前予約の上、次の提出書類一式を添えて上記窓口に申請する。

(3) 提出書類

◇ パートナーシップ宣誓書（様式1表）

◇ パートナーシップ宣誓事項確認書（様式1裏）

以下は、パートナー双方が必要

◇ 住民票の写し（転入予定者の場合は、金沢市への転出予定の記載があるもの）

◇ 独身を証明する書類（次のいずれか）

- ・ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
- ・ 婚姻要件具備証明書又は独身証明書等の大使館等が発行する書類（外国籍の申請者に限る。また、外国語の書類には日本語訳を添付すること。なお、パートナー双方が日本以外の国において婚姻関係にある場合は、当該国での結婚に係る証明書を婚姻要件具備証明書等に代えて提出すること。）
- ・ その他の客観的に独身であることが確認できる書類（上記の証明書を取得できない特段の事情がある場合に限る）

◇ 本人確認書類（次のいずれか）

- ・ マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付き身分証明書1点
- ・ 健康保険証、年金手帳等の顔写真のない身分証明書2点

◇ 日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる資料（希望者のみ、次のいずれか）

- ・ 健康保険証1点
- ・ 社員証、学生証、卒業証書、公共料金の請求書、自宅あての郵便物等2点など

(4) 通称名の使用

性別違和等で特に理由がある場合は、通称名での申請を認める。ただし、後述のパートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードには、戸籍上の氏名を裏面に記載する。なお、外国籍の申請者が住民票上の通称（上記の通称名とは異なる）により宣誓を行う場合は、住民票上の氏名を戸籍上の氏名に準ずるものとして、戸籍上の氏名の欄に記載する。

(5) 交付書類

パートナーシップ宣誓者には、次の書類を交付する。

◇ 金沢市パートナーシップ宣誓書受領証（様式2）

- ・ A4サイズの証明書であり、1枚を交付

◇ 金沢市パートナーシップ宣誓書受領証カード（様式3）

- ・ クレジットカードサイズ（ISO/IEC7810：ID-1）の証明書であり、宣誓した二人に各1枚を交付

◇ 金沢市パートナーシップ宣誓届出事項証明書（様式4）

- ・ A4サイズの証明書であり、宣誓書の保存期間中、交付申請毎に交付
- ・ 虚偽の宣誓等により無効となった場合は交付申請不可

(6) 事務手数料

無料

(7) 宣誓書受領証等の紛失時の手続き

宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを紛失したときは、再交付を申請することができる。

(8) 宣誓事項変更時の手続き

氏名や住所等に変更が生じた場合は、変更届により、届け出を行う。パートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードの記載事項に変更があった場合は、交付済みのこれらの書類を返却し、変更後の記載により再交付を受ける。

9. 宣誓書受領証等の効力

(1) 宣誓の有効期間及び宣誓書等の保存期間

パートナーシップ宣誓は、双方の意思によりパートナーシップ関係が解消され、又は宣誓者の一方が死亡し、又はその他宣誓要件を満たさなくなるまで宣誓の効力を有し、その効力を喪失した日から5年間、宣誓書及び関係書類を保存する。

なお、交付済みのパートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードは、交付番号毎に交付日及び返還、紛失又は無効となった日を市ホームページに掲載し、これらの書類の有効性をサービス提供者が随時確認可能とする。

(2) パートナーシップ解消時等の取扱い

パートナーシップ関係を解消したときや、パートナーの双方が市外へ転出するなど、対象者の要件を満たさなくなった場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届にパートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを添えて届け出ることとする。返還されたパートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードは、パートナーの希望に応じて、無効の穿孔を施した上で返戻する。

(3) 宣誓無効の取扱い

宣誓の内容に虚偽があった場合は宣誓自体を無効とし、宣誓の日以後に対象者要件を満たさなくなったことが判明した場合のほか、パートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードの不正使用や濫用、若しくは公序良俗に反する使用が発覚した場合は、これらの事由が発生した日以後の宣誓を無効とする。また、転居等の際に必要な届出を怠り、長期にわたり連絡が不能となった場合も、宣誓を無効とすることができる。

10. 本制度利用者が利用可能な行政サービスについて

本市が提供する各種行政サービスのうち、配偶者を対象としているサービスについて、根拠となる規定や権限を調査の上、市の裁量により本制度利用者を配偶者と同様に扱うことが可能となるものについては、制度の開始にあわせ、申請要件や手続き方法を見直すこととする。当面、次の表に示す事務・制度が利用可能となるよう検討を進め、享受可能となったサービスについては、わかりやすい情報提供に努める。

なお、利用可能となった行政サービスは、本制度利用者を配偶者に準じて取り扱うこととなるため、供されるサービスに伴う利用者負担についても配偶者に準じることとなる点を十分に説明する。

本制度利用者が利用可能な行政サービス（案）

事務・制度	概要
市営住宅への入居	パートナーへの入居資格の付与、同居の承認等
消防団員の配偶者等に対する感謝状の贈呈	長期在職団員のパートナーへ感謝状を贈呈
市立病院への入院や医療に関する同意	<ul style="list-style-type: none"> 本人に代わり、パートナーが入院を申込 手術等の際、パートナーが同意
金沢市職員の休暇制度等 ※市が事業所として職員を対象に実施している制度	<ul style="list-style-type: none"> パートナーの忌引等の特別休暇取得 等

1 1. 民間サービスとの連携について

自治体パートナーシップ制度利用者を配偶者と同様に取り扱う民間サービスが増えている。本市制度の開始にあわせ、本制度利用者が利用可能となる民間サービスのわかりやすい情報提供に努めるとともに、民間企業との連携等による一層のサービスの充実を目指す。

1 2. 自治体間での連携について

近年、全国で同様の制度を導入する自治体が増えていることから、特に将来的な近隣市町との相互利用も見据えて、制度に関する情報共有や意見交換を進めるとともに、必要に応じて制度の見直しを行う。

13. 各様式等

(様式1) パートナーシップ宣誓書兼パートナーシップ宣誓事項確認書

(表)

パートナーシップ宣誓書

(あて先) 金沢市長

私たちは、金沢市パートナーシップ〇〇要綱に基づき、互いが人生のパートナーであることを宣誓し、署名します。

年 月 日

氏 名

戸籍上の氏名等 (通称名使用の場合)

(_____) (_____)

※外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載ください。

生年月日

____年 月 日

____年 月 日

住 所

(裏)

パートナーシップ宣誓事項確認書

(あて先) 金沢市長

私たちは、金沢市パートナーシップ〇〇要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をするに当たり、次の確認事項欄の記載事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。また、現況確認のため、住民票に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

年 月 日

氏 名

戸籍上の氏名等 (通称名使用の場合)

(_____) (_____)

※外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載ください。

要綱	確認事項 (該当するものは□に「レ」を付けてください。)	
第〇条 第〇号	【関係性】 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合うことを約した二人の関係であること。	□

(様式2) 金沢市パートナーシップ宣誓書受領証

(表)

金沢市パートナーシップ宣誓書受領証

氏 名

生年月日

_____年 ____月 ____日

宣 誓 日

交付番号

_____年 ____月 ____日

金沢市パートナーシップ〇〇要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

金沢市は、市民の一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの個性を認め合う社会の実現を目指しています。

お二人が自分らしくいきいきとこのまちで暮らし、お互いを人生のパートナーとして、力をあわせて末永くご活躍されることを期待しています。

年 月 日

金沢市長



(裏)

○注意事項

- 1 この宣誓書受領証は、金沢市パートナーシップ〇〇要綱の趣旨に従って取り扱ってください。
なお、この宣誓書受領証は、法的な効力を有するものではなく、金沢市の各施策・事業において、優先的な取扱いをするものではありません。
- 2 次の場合は、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード（以下「宣誓書受領証等」という。）を添えて、市長に届出してください。
 - (1) 宣誓に係るパートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の双方が市外に転出したとき。
 - (4) その他宣誓者の要件に該当しなくなったとき。
 - (5) 宣誓書受領証等の返還を希望するとき。
 - (6) その他市長が宣誓書受領証等の返還が必要と認めるとき。
- 3 宣誓の有効性及び宣誓書受領証等の交付状況は市ホームページで確認できます。

○通称名を使用している場合

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名		
戸籍上の氏名等		

この宣誓書受領証を提示された方へ

金沢市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。

この宣誓書受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを金沢市として証するものです。

この宣誓書受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

また、本制度を利用する方のプライバシーに関する情報や本制度を利用していることについて、第三者に知られることのないよう、十分ご注意ください。

(様式3) 金沢市パートナーシップ宣誓書受領証カード

(表)	
第 号	
金沢市パートナーシップ宣誓書受領証カード	
金沢市パートナーシップ〇〇要綱に基づき、 パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
宣誓日	年 月 日
<input type="text" value="本 人"/>	<input type="text" value="パートナー"/>
生年月日	生年月日
年 月 日	金沢市長 <input type="text" value="印"/>

(裏)	
<p>この宣誓書受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを金沢市として証するものです。</p> <p>この宣誓書受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、本制度を利用する方のプライバシーに関する情報や本制度を利用していることについて、第三者に知られることのないよう、十分ご注意ください。</p>	
戸籍上の氏名等 (通称名使用の場合)	
<input type="text" value="本 人"/>	<input type="text" value="パートナー"/>
_____	_____

(様式4) 金沢市パートナーシップ宣誓届出事項証明書

金沢市パートナーシップ宣誓届出事項証明書

受領証交付番号	
---------	--

宣誓日	年 月 日
受領証返還日	年 月 日
受領証返還理由	

氏名 又は通称名		
戸籍上の氏名等 (通称名使用の場合)		
住所		
生年月日	年 月 日	年 月 日

上記のとおり、金沢市パートナーシップ〇〇要綱に基づく、パートナーシップ宣誓及び宣誓事項変更並びに受領証等返還の届出内容について証明します。

年 月 日

金沢市長

